

昭和二十二年法律第二百二十五号

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律

第一条 各議院から、議案その他の審査又は国政に関する調査のため、証人として出頭及び証言又は書類の提出を含むものとする。以下同じ。)を求められたときは、この法律に別段の定めのある場合を除いて、何人でも、これに応じなければならない。

第一条の二 各議院は、疾病その他の理由により証人として議院に出頭することが困難な場合であつて、議案その他の審査又は国政に関する調査のため証言を求めることが特に必要なときに限り、証人として議院外の指定する場所に出頭すべき旨の要求をし、又は証人としてその現在場所において証言すべき旨の要求をすることができる。

前項の場合には、各議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会の決定に基づき、その指名する二人以上の議員又は委員(以下「派遣議員等」という。)を派遣し、証人に証言を求めるものとする。

第一条の三 各議院は、証人として出頭すべき旨の要求をするときは、出頭すべき日(証人としてその現在場所において証言すべき日)の五日(外国にある者については、十日)前までに、証人に対してその旨を通知するものとする。ただし、特別の事情がある場合において証人の同意があるときは、この限りでない。

各議院は、前項の通知をする場合には、具体的に記載された証言を求める事項及び正当の理由がなくて出頭しないときは刑罰に処せられる旨(証人としてその現在場所において証言すべき旨の要求をする場合には、正当の理由がなくてその要求を拒んだときは刑罰に処せられる旨)を併せて通知するものとする。

各議院は、証人として書類の提出を求めるときは、次に掲げる事項を通知するものとする。

一 第四条第一項に規定する者が業務上委託を受けたため知り得た事実で他人の秘密に関するものについては、書類の提出を拒むこ

とができる。

第一条の四 証人は、各議院の議長若しくは委員長又は両議院の合同審査会の会長の許可を得て、補佐人を選任することができる。

補佐人は、弁護士のうちから選任するよう

するものとする。

議院若しくは委員会又は両議院の同

審査会は、証人が公務員(國務大臣、内閣官房副長官、内閣總理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官及び大臣補佐官以外の国会議員を除く。以下同じ)である場合又は公務員であつた場合

その者が知り得た事実について、本人又は当該

公務員から職務上の秘密に関するものであるこ

とを申し立てたときは、当該公務員又はその監

督庁の承認がなければ、証言又は書類の提出を

求めることができない。

当該公務員又はその監督庁が前項の承認を拒

むときは、その理由を疏明しなければならな

い。その理由をその議院若しくは委員会又は合

同審査会において受諾し得る場合には、証人は

証言又は書類を提出する必要がない。

前項の理由を受諾することができない場合

は、その議院若しくは委員会又は合同審査会

は、更にその証言又は書類の提出が国家の重大

利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求

することができる。その声明があつた場合は、

証人は証言又は書類を提出する必要がない。

前項の要求後十日以内に、内閣がその声明を

出さないときは、証人は、先に要求された証言

をし、又は書類を提出しなければならない。

証人は、自己又は次に掲げる者が刑事訴

事もかくさず、又は何事もつけ加えないことを

誓う旨が記載されていなければならぬ。

第三条 宣誓を行ふ場合は、証人に宣誓書を朗読させ、且つこれに署名捺印させるものとする。

宣誓書には、良心に従つて、真実を述べ、何

事もかくさず、又は何事もつけ加えないことを

誓う旨が記載されていなければならぬ。

第四条 証人は、自己又は次に掲げる者が刑事訴

追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある

ときは、宣誓、証言又は書類の提出を拒むこと

ができる。

一 自己の配偶者、三親等内の血族若しくは二

親等内の姻族又は自己とこれらの親族関係が

あつた者

二 自己の後見人、後見監督人又は保佐人

三 自己を後見人、後見監督人又は保佐人とす

る者

弁護士(外国法事務弁護士を含む)、弁理士、

公証人、宗教の職にある者又はこれらの職にあ

つた者は、業務上委託を受けたため知り得た事

実で他人の秘密に関するものについては、宣

誓、証言又は書類の提出を拒むことができる。

前項の要求後十日以内に、内閣がその声明を

出さないときは、行政機関の長は、先に求めら

れた特定秘密の提出をしなければならない。

同条第一項の承認を拒んだことについて審査を

求め、又はこれを要請することができる。

第五条の三 情報監視審査会は、前条の規定によ

る審査の求め又は要請を受けた場合は、各議院

の議決により定めるところにより、これについ

て審査するものとする。

各議院の情報監視審査会から審査のため、行

政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出を求

めたときは、その求めに応じなければならない

い。

証人は、宣誓、証言又は書類の提出を拒むと

きは、その事由を示さなければならない。

第五条 各議院若しくは委員会又は両議院の同

審査会は、証人が公務員(國務大臣、内閣官房副長官、内閣總理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官及び大臣補佐官以外の国会議員を除く。以下同じ)である場合又は公務員であつた場合

その者が知り得た事実について、本人又は当該

公務員から職務上の秘密に関するものであるこ

とを申し立てたときは、当該公務員又はその監

督庁の承認がなければ、証言又は書類の提出を

求めることができない。

当該公務員又はその監督庁が前項の承認を拒

むときは、その理由を疏明しなければならな

い。その理由をその議院若しくは委員会又は合

同審査会において受諾し得る場合には、証人は

証言又は書類を提出する必要がない。

前項の要求後十日以内に、内閣がその声明を

出さないときは、証人は、先に要求された証言

をし、又は書類を提出しなければならない。

証人は、自己の配偶者、三親等内の血族若しくは二

親等内の姻族又は自己とこれらの親族関係が

あつた者

二 自己の後見人、後見監督人又は保佐人

三 自己を後見人、後見監督人又は保佐人とす

る者

弁護士(外国法事務弁護士を含む)、弁理士、

公証人、宗教の職にある者又はこれらの職にあ

つた者は、業務上委託を受けたため知り得た事

実で他人の秘密に関するものについては、宣

誓、証言又は書類の提出を拒むことができる。

前項の要求後十日以内に、内閣がその声明を

出さないときは、行政機関の長は、先に求めら

れた特定秘密の提出をしなければならない。

同条第三項の規定により内閣の声

明を要求することに代えて、その議院(両議院

の合同審査会にあつては、その会長が属する議

院)の情報監視審査会に対し、行政機関の長が

同審査会は、同条第三項の規定により内閣の声

明を要求することに代えて、その議院(両議院

(施行期日)

五百九条の規定

公布の日

第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日（その日において国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合にあっては、その日後初めて召集される国会の召集の日から起算して十日を経過した日）から施行する。

附 則 (平成二六年四月一八日法律第二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二七日法律第八六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第二百八号）の施行の日から施行する。

(検討)

第三 この法律の施行後、我が国が国際社会の中で我が国及び国民の安全を確保するために必要な海外の情報を収集することを目的とする行政機関が設置される場合には、国会における当該行政機関の監視の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

第四 情報監視審査会における調査スタッフの能力の向上、効果的な調査手法の開発その他情報監視審査会の調査機能の充実強化の方策については、国会において、常に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第五 政府は、この法律の施行後速やかに、行政機関が保有する特定秘密以外の公表しないこととされている情報の取扱いの適正を確保するための仕組みを整備するものとし、当該情報の提供を受ける国会における手続及びその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。